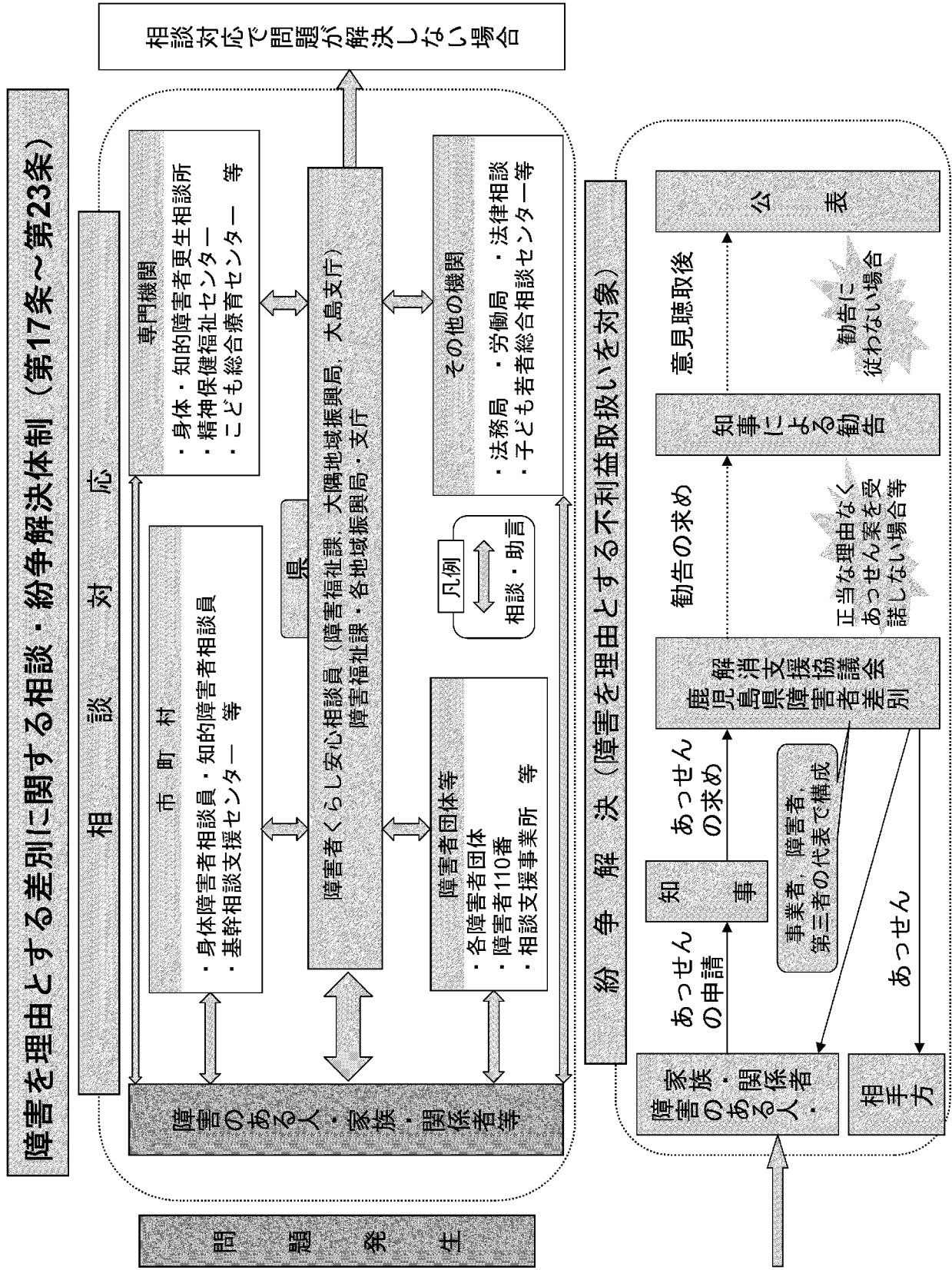


I 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成26年3月26日，公布：平成26年3月28日，施行：平成26年10月1日 ＞

| 区 分 | 項 目 | 規 定 す る 内 容 |
|--------------------|-----------------------------|--|
| 前文 | | ・全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進 |
| 第1章 総則 | 第1条 目的 | ・この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 ・障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 ・障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定 |
| | 第2条 定義 | ・「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義 |
| | 第3条 基本理念 | ・個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 ・社会活動への参加，地域社会における共生 ・県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進 |
| | 第4条 県の責務 | ・障害者差別解消施策の策定及び実施する責務 |
| | 第5条 市町村への要請及び支援 | ・県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 ・県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施 |
| | 第6条 県民の責務 | ・県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 ・障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進 |
| | 第7条 財政上の措置 | ・県の財政上の措置 |
| 第2章 差別の禁止 | 第8条 障害を理由とする差別の禁止 | ・障害のある人に対する不利益取扱いを禁止 ・社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供 |
| | 第9条～第16条 分野別の差別の禁止 | ・福祉サービス，公共的施設，交通機関など9分野における障害を理由とする「不利益取扱い」の禁止 |
| 第3章 差別をなくすための施策 | 第17条及び第18条 差別事案に関する相談体制 | ・県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 ・県が相談員を設置できることを規定 |
| | 第19条 附属機関の設置 | ・差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 ・所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） ・障害者差別解消法第17条第1項による協議会 |
| | 第20条～第23条 差別事案に関する紛争解決制度 | ・知事の附属機関によるあっせんの実施 ・知事による勧告及び公表の実施 |
| | 第24条及び第25条 普及啓発活動 | ・障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設 |
| 第4章 雑則 | 第26条 規則への委任 | ・条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定 |
| 附則 | 施行日等 | ・平成26年10月1日施行 ・施行後3年を目処として検討 |



Ⅱ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あっせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)での位置付け

〔障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

| | |
|-----|--|
| 組 織 | <ul style="list-style-type: none">・ 委員は22人以内・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命<ol style="list-style-type: none">① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者② 関係行政機関の職員③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者④ 学識経験者 |
| 任 期 | <ul style="list-style-type: none">・ 2年 |
| 会 長 | <ul style="list-style-type: none">・ 会長は委員の互選により定める |
| 会 議 | <ul style="list-style-type: none">・ 会議は、委員の過半数の出席により開会・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する |
| 部 会 | <ul style="list-style-type: none">・ あっせんを行うための部会を置く・ あっせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする・ 部会に属すべき委員は、会長が指名・ 部会長は、会長が指名 |

Ⅲ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

平成28年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」, 県ホームページ, 県政広報番組「ふるさとかごしま」, 街頭キャンペーン

市町村担当者意見交換会【7地域振興局・支庁】
平成28年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会
平成28年度鹿児島県障害者保健福祉大会（障害者差別解消推進功労者の表彰）

2 事業所等の研修会等での説明 (平成29年3月31日現在)

| 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|-------|---------|------|----|
| 30 | 10 | 10 | 50 |

3 事業所等への個別訪問 (平成29年3月31日現在)

| 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|-------|---------|------|-----|
| 60 | 274 | 407 | 741 |

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

| 配置先 | 電話番号 | 受付時間 |
|--------------------|--|------------------|
| 障害福祉課 | Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558 | 月～金 午前9時～午後4時 |
| 大隅地域振興局 地域保健福祉課 | Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110 | |
| 大島支庁 地域保健福祉課 | Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251 | |

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(平成29年3月31日現在)

| 相談対応 | | 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|------|--------|-------|---------|------|-----|
| 相談件数 | | 54 | 28 | 22 | 104 |
| | 不利益取扱い | 3 | 3 | 0 | 6 |
| | 合理的配慮 | 8 | 7 | 1 | 16 |
| | その他 | 43 | 18 | 21 | 82 |
| 対応回数 | | 298 | 93 | 78 | 469 |
| | 不利益取扱い | 8 | 7 | 0 | 15 |
| | 合理的配慮 | 61 | 16 | 6 | 83 |
| | その他 | 229 | 70 | 72 | 371 |

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|-------|
| 1 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | －（息子） |
| 内容 | 車椅子を利用している母（65歳以上）に通所介護（介護保険サービス）を利用させたいが、自宅が集合住宅の2階（エレベーターなし）にあるため送迎できないと事業者に断られた。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認した。 | | | | | |
| 結果 | 利用者の送迎には職員2人が従事しており、うち1人は送迎車に待機する必要があるため、残る1人で相談者の母を抱えて階段を昇降することとなるが、安全確保が難しく、送迎に従事する職員を増員することも困難なことから利用を断ったとのこと。介護保険担当部署にも確認の上、当該事業者の人員体制では2階までの送迎は困難である旨を相談者に対して繰り返し説明するも、最後まで納得は得られないまま終結。 | | | | | |

イ 医療の提供

ウ 商品の販売及び役務の提供

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|--------|
| 2 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | －（市職員） |
| 内容 | 知的障害を理由に、民間事業者主催の婚活パーティーへの参加を断られたとの相談が住民からあったが、どのように対応すれば良いか。 | | | | | |
| 対応 | 相談者が希望するならば、事業者に事実関係を確認し、必要に応じて啓発を行うよう助言した。 | | | | | |
| 結果 | 市（障害福祉担当部署）が事業者に対して啓発を行った結果、事業者が相談者に謝罪し、今後は善処することで、相談者も了承したとのこと。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|------|
| 3 | 年齢 | 60代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 内部障害 |
| 内容 | 2泊3日のクルージングに予約後、人工透析を受けている旨を事業者に伝えたところ、予約をキャンセルして欲しいと言われた。かかりつけ医から支障ないと言われている旨も伝えていた。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|-------|
| 4 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | －（息子） |
| 内容 | 身体障害及び発達障害のある子を公立の幼稚園へ預けようとしたところ、利用を断られた（市町村障害福祉部署へも相談済）。 | | | | | |
| 対応 | 当該市町村に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 市と相談者との間で協議を行った結果、他の公立幼稚園に通園することで、両者が合意した。 | | | | | |

エ 労働及び雇用

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|------|
| 5 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 内部障害 |
| 内容 | 月1回通院する以外は日常生活に全く支障はないが、心臓機能障害のせい か、求人に応募しても、書類審査で不採用とされる。 | | | | | |
| 対応 | 相談者に対して、履歴書の書き方（障害があってもできること、配慮して 欲しいこと等の記載）について助言し、併せて、最寄りの障害者就業・生 活支援センターを紹介したところ、同センターに利用登録した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|------|
| 6 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 内部障害 |
| 内容 | 求人に応募しても、不採用とされる。 | | | | | |
| 対応 | 最寄りの障害者就業・生活支援センターを紹介したところ、同センターに 利用登録した。 | | | | | |

オ 教育

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

ク 不動産取引

ケ 情報の提供及び受領

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|-------|
| 7 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、店舗入口付近に物が置いてあり、車椅子での通行が困難な状態だった。事業者に対して啓発して欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 店舗の入口等、車椅子の通行に配慮がなされた。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|-------|
| 8 | 年齢 | 50代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、店舗で高い場所の商品を取るための手助けが欲しくてキョロキョロしていたら、万引きと疑われたらしく、以降、警備員につきまとわれたり、防犯カメラの作動音がするようになった。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|-------|
| 9 | 年齢 | 60代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、広い駐車場を持つ店舗に、障害者用駐車場の設置を要望したが断られた。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

イ 意思疎通の配慮

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|------|
| 10 | 年齢 | 70代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 聴覚障害 |
| 内容 | 聴覚障害者だが、金融機関の窓口で従業員の声がよく聞こえず、用件を果たせないことがあった。金融機関の窓口では、聴覚障害者に対して筆談で対応して欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、筆談で対応して欲しい旨の要望を金融機関側に伝えていなかったため、合理的配慮を必要とする場合は、相手方に意思の表明を行うよう助言した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|---|----|---|------|----------------|
| 11 | 年齢 | — | 性別 | — | 障害種別 | —（市基幹相談支援センター） |
| 内容 | 「知的・聴覚障害者である娘が受診するに当たり、事前に筆談・ジェスチャーでの対応を病院側に依頼していたが、医師が大声で対応したためにおびえてしまい、途中で帰ってしまった。病院に対して啓発をして欲しい。」との相談が母親からあったとのこと。 | | | | | |
| 対応 | 病院側に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 患者は診察前から精神的に不安定で、きちんと診察できる状態ではなかったが、医師が大声を出したのは事実とのこと。障害者への対応について、今後検討することとなった。 | | | | | |

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|-------|
| 12 | 年齢 | 80代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、バスツアーに応募したところ、「介助者を同行させて欲しい。介助者も同額の料金負担となる。」と言われた。事業者の合理的配慮として、介助者を手配して欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 事業者は、車椅子利用者には一律に介助者の同行を依頼しているとのことであったため、介助者同行をツアー参加の条件とするには、障害の状況や、ツアー中に必要とする介助、補助その他の支援措置などを総合的・客観的に判断する必要がある旨を説明し、了承を得た。介助者の手配については、事業者として負担が大きいとの回答であり、相談者も了承した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|-------|
| 13 | 年齢 | 40代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 電動カートの利用者だが、大型の商業施設への電動カートでの入店を断られた。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 他の同様の施設では入店を認めている旨を事業者に伝えたところ、今後は、電動カートでの入店を認めることとなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|-------|
| 14 | 年齢 | 60代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、路面電車にいつもの停留場から乗車したところ、乗務員から、今後は他の停留場で乗車するように言われた。理由を知りたい。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認した。 | | | | | |
| 結果 | 前月、他の停留場で、電車と車椅子利用者の接触事故が発生したことを受け、「車いす利用対応電停」（有効幅員が90cm以上。全37停留場のうち26停留場。）以外の停留場については、有効幅員に応じて、「車椅子の種類によっては利用できる」停留場と、「車椅子の利用はできない」停留場に分け、HPでの公開、停留場への掲示、乗務員からの注意喚起等を行っているとのこと（介護者がいる場合を除く。また、乗車・降車拒否はしていない。）。相談者に対して、前記の理由と、相談者の利用する停留場が「車椅子の種類によっては利用できる」停留場（幅員75cm）である旨を伝え、相談者も了承した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|-------|
| 15 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、車椅子を利用して行う「風船バレー」について、体育施設の利用を断られた。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 事業者は、運営規程を見直し、今後は車椅子での利用を認めることとなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|--------|---|-----|----|---|------|-------|
| 16 | 年齢 | 30代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内 容 | 車椅子利用者だが、所用で隣市に行く必要ができたため、往復に路線バスを利用したいとバス会社に相談したが、断られた。 | | | | | |
| 対 応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結 果 | 当該路線では低床バスを運行しておらず、車椅子利用者の安全を確保できないとのことであったが、相談者の乗車予定日に、特別に往復1便ずつ低床バスを運行することとなり、相談者も低床バスの運行時間に合わせて出発時間を調整することを了承した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|--------|---|----|----|---|------|-------|
| 17 | 年齢 | 不明 | 性別 | 女 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内 容 | 車椅子利用者だが、金融機関を訪れた際、不自由なのは分かるはずなのに、従業員から声をかけてもらえずに放置された。 | | | | | |
| 対 応 | 相談者に対して、合理的配慮を必要とする場合は、相手方に意思の表明を行うよう助言した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|--------|--|----|----|---|------|-------|
| 18 | 年齢 | 不明 | 性別 | 女 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内 容 | 車椅子利用者だが、店舗で段差があり、店員に手助けを依頼したが不慣れな様子で、きちんとサポートしてもらえなかった。 | | | | | |
| 対 応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結 果 | 当該店舗で、店員に対する研修に取り組むこととなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|-------|
| 19 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 「スポーツ義足」が補装具の支給対象外となっているのは、合理的配慮の不提供ではないか。 | | | | | |
| 対応 | 「スポーツ義足」を補装具の支給対象とすることは、障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保等を目的とした補装具制度の本質的な変更につながることから、合理的配慮の不提供には当たらない旨を伝え、了承を得た。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|-------|
| 20 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 車椅子利用者だが、長距離フェリーを利用しようとしたところ、乗船を断られた。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 事業者が相談者に謝罪するとともに、ボーディングブリッジが設置されていない港においても車椅子利用者が安全に乗下船することができるよう、港から船内まで送迎するための福祉車両を導入したほか、職員に対する研修に取り組むこととなった。 | | | | | |

エ その他

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|--------|
| 21 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | －（使用者） |
| 内容 | 精神障害者を5年前に雇用し、順調に勤務していたが、この半年間くらいでミスが目立つようになり、配置換え等もしてみたが改善されず困っている。朝からアルコール臭いときもあり、対人業務を任せられない。どのように指導していけば良いか、アドバイスして欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 相談者に対して、障害者に対する就業面及び生活面の支援を総合的に行う障害者就業・生活支援センターについて説明し、同センターの利用を勧めた。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|------|
| 22 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 内部障害 |
| 内容 | 職場で障害特性を理解した配慮をしてもらえなかった。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

平成29年度

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」, 県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

(平成29年9月30日現在)

| 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|-------|---------|------|----|
| 7 | 0 | 4 | 11 |

3 事業所等への個別訪問

(平成29年9月30日現在)

| 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|-------|---------|------|-----|
| 16 | 206 | 45 | 267 |

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

| 配置先 | 電話番号 | 受付時間 |
|--------------------|--|------------------|
| 障害福祉課 | Tel : 099-286-5110 Fax : 099-286-5558 | 月～金 午前9時～午後4時 |
| 大隅地域振興局 地域保健福祉課 | Tel : 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2110 | |
| 大島支庁 地域保健福祉課 | Tel : 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251 | |

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(平成29年9月30日現在)

| 相談対応 | | 障害福祉課 | 大隅地域振興局 | 大島支庁 | 計 |
|----------|--------|-------|---------|------|-----|
| 相談 件数 | | 43 | 13 | 4 | 60 |
| | 不利益取扱い | 4 | 1 | 2 | 7 |
| | 合理的配慮 | 6 | 2 | 0 | 8 |
| | その他 | 33 | 10 | 2 | 45 |
| | | 225 | 33 | 29 | 287 |
| 対応 回数 | | 54 | 3 | 6 | 63 |
| | 不利益取扱い | 30 | 9 | 0 | 39 |
| | 合理的配慮 | 141 | 21 | 23 | 185 |
| | その他 | | | | |

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

イ 医療の提供

ウ 商品の販売及び役務の提供

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|---|----|---|------|---------|
| 1 | 年齢 | — | 性別 | — | 障害種別 | —（他県職員） |
| 内容 | コンサートの案内ホームページに、車椅子利用者の入場を拒否する記載がある。 | | | | | |
| 対応 | 当該県と連携し、事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | ホームページの記載を修正し、今後は、障害のある方へ必要な配慮を行うこととなった。 | | | | | |

エ 労働及び雇用

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|------|
| 2 | 年齢 | 40代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 精神障害 |
| 内容 | 職場で、昇格・昇給等で不当な扱いを受けている（労働局相談済）。障害を理由とした差別をしないよう、会社側に啓発して欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 労働局及び事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 会社側は、障害を理由とした昇格・昇給等での差別は行っておらず、相談者に対し、昇格基準等を説明の上、達成感を得られるよう指導したいとのこと。障害特性に応じた配慮を行うよう依頼し、相談者も了承した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|---|----|---|------|------|
| 3 | 年齢 | — | 性別 | — | 障害種別 | 知的障害 |
| 内容 | 4年前から現在の職場で非常勤職員として雇用されているが、正社員にしてもらえない。 | | | | | |
| 対応 | 会社側に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 会社側は、正社員の採用が困難な状況であり、障害を理由とした差別は行っていないとのこと。条例や障害者雇用促進法に基づき適切な対応を行うよう依頼し、相談者も了承した。 | | | | | |

オ 教育

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|-------|
| 4 | 年齢 | 30代 | 性別 | 男 | 障害種別 | －（息子） |
| 内容 | 車椅子を利用している息子（7歳・肢体不自由）と園内の連絡バスに乗ろうとしたところ、リフト付きの別バスに乗るようにとのことで、後回しにされた。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|-------|
| 5 | 年齢 | 40代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 肢体不自由 |
| 内容 | 空港で、自力でタラップを昇降可能でないと航空機に搭乗できないと言われ、同行者の介助も制止されたため、階段式タラップを腕の力で上らざるを得なかった。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 事業者は、乗降時の安全面を考慮し、自力で昇降できない方についての搭乗をお断りしてきたとのことであったが、相談者に謝罪した。当面の対応として「アシストストレッチャー」の運用を開始するとともに、車椅子に乗ったままタラップの昇降が可能な「車いす階段昇降機」を導入し、車椅子の方の安全な昇降が可能となった。 | | | | | |

ク 不動産取引

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|-------------------------------------|---|----|---|------|---------|
| 6 | 年齢 | － | 性別 | － | 障害種別 | －（病院職員） |
| 内容 | 患者（精神障害）がアパートを借りようとしたところ、賃貸契約を断られた。 | | | | | |
| 対応 | （対応中） | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|---|----|---|------|-------|
| | 年齢 | - | 性別 | 女 | 障害種別 | - (母) |
| 内容 | 以前，息子（精神障害）が公営住宅へ入居しようとしたところ，精神障害を理由に入居を断られたが，障害者差別ではないか。 | | | | | |
| 対応 | 当該市町村に事実関係を確認するとともに，啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 障害を理由に一律に利用を断るような対応はしていないとのこと。今後とも障害を理由とする差別の解消に向け，職場内での周知・研修の徹底を依頼するとともに，相談者に，精神障害を理由とした入居拒否は障害者差別に該当し，同様の事例があれば相談するよう伝えたところ，相談者も了承した。 | | | | | |

ケ 情報の提供及び受領

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

イ 意思疎通の配慮

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|-----|----|---|------|------|
| 8 | 年齢 | 50代 | 性別 | 男 | 障害種別 | 精神障害 |
| 内容 | 生活保護の申請で署名を求められたが、一人での判断に不安があり断った。担当者に、母と同席の場で対応するなどの配慮をするよう伝えて欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 合理的配慮を必要とする場合は、相手方に意思の表明を行うよう助言するとともに、担当者に必要な配慮をお願いした。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|------------|
| 9 | 年齢 | 30代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 精神障害（発達障害） |
| 内容 | コミュニケーションが苦手なため書面での対応を求めているが、母子寮の職員から口頭で対応すると言われた。 | | | | | |
| 対応 | 担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 障害特性を踏まえた対応を依頼したところ、今後は、書面での対応を行うこととなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|----|----|---|------|------------|
| 10 | 年齢 | 不明 | 性別 | 女 | 障害種別 | 視覚障害・肢体不自由 |
| 内容 | 国家試験の受験に際して合理的配慮を試験実施主体に依頼しているが、希望する内容の合理的配慮を提供してくれない。 | | | | | |
| 対応 | 試験実施主体に事実関係を確認した。 | | | | | |
| 結果 | 試験実施主体は、合理的配慮の提供に当たり委員会を開催して合理的配慮の内容を検討しており、相談者の希望する機器の持ち込みやソフトの購入については不正防止等の観点から対応が困難なため、音声CDや点字版の問題用紙の提供などの合理的配慮の提供を行っている。今後、受験の申込みが開始されるため、提供する合理的配慮の内容について、相談者の要望も踏まえた建設的な検討を依頼し、相談者も了承した。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|---|----|---|------|--------------|
| 11 | 年齢 | — | 性別 | — | 障害種別 | (基幹相談支援センター) |
| 内容 | 市町村職員採用の募集要項において、点字や拡大印刷などの合理的配慮の提供を行わない旨の記載があるが、障害者差別ではないか。 | | | | | |
| 対応 | 当該市町村に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 募集要項を修正するとともに、点字等での受験の際に試験時間を延長するなど、障害特性に応じた配慮を行うよう依頼し、了承を得た。 | | | | | |

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|---|----|---|------|----------|
| 12 | 年齢 | — | 性別 | — | 障害種別 | (採用担当職員) |
| 内容 | 障害者から、職員採用選考試験の際の合理的配慮の有無について質問を受けた。法及び条例に基づく考え方について教えて欲しい。 | | | | | |
| 対応 | 担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 過重な負担がない範囲において合理的配慮の提供が必要なこと、試験要綱等に合理的配慮に関する表記をすることが望ましいことを伝えたところ、試験時間の延長等の必要な配慮を行うとともに、次年度以降、試験要綱を見直すこととなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|------------|
| 13 | 年齢 | 30代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 視覚障害・肢体不自由 |
| 内容 | 障害のため書字が困難だが、パスポートの申請の際、ヘルパーによる代筆が認められず、自署を求められた。 | | | | | |
| 対応 | 担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 旅券法担当部署に確認したところ、同法において、障害などのために自署できない人については法定代理人等による署名が認められているとのこと。担当者に、法に基づく適切な対応を依頼し、今後は、代筆が認められることとなった。 | | | | | |

エ その他

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|--|-----|----|---|------|------|
| 14 | 年齢 | 30代 | 性別 | 女 | 障害種別 | 精神障害 |
| 内容 | 職場で、「障害を理由に甘えないで」と精神障害への理解のない発言をされた。 | | | | | |
| 対応 | 事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。 | | | | | |
| 結果 | 障害を理解しているつもりであったが、周囲のスタッフに余裕が足りなかったとのこと。今後は、障害特性に応じた配慮を行うこととなった。 | | | | | |

| No. | 相 談 者 | | | | | |
|-----|---|----|----|---|------|------|
| 15 | 年齢 | 不明 | 性別 | 男 | 障害種別 | 精神障害 |
| 内容 | 職場で障害特性を理解した配慮をしてもらえなかった。 | | | | | |
| 対応 | 相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。 | | | | | |

IV 条例施行後3年を目処とした見直しについて

第1 見直しの理由

○条例附則第2項

「知事は、この条例の施行後3年を目処として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

第2 条例施行後の状況等

1 障害者に対する意見聴取

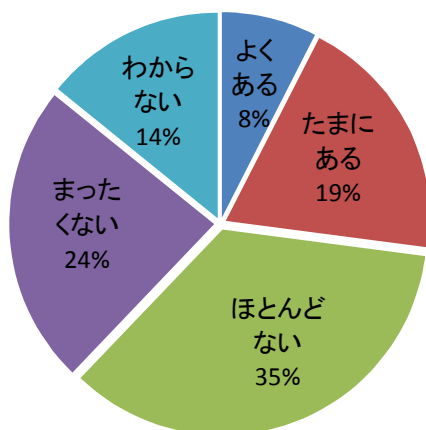
(1) 障害者アンケートの実施（平成29年9月～10月）

本県在住の障害のある人（2,600名）を対象にアンケートを実施。

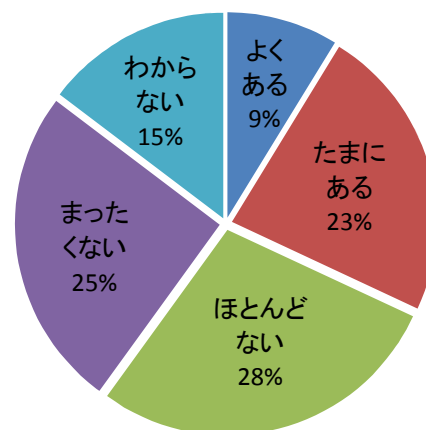
| 区分 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 発達障害者 |
|------|--------------------|-----------------|------------------------|---------------------|
| 対象者数 | 800 | 800 | 800 | 200 |
| 抽出方法 | 身体障害者手帳交付台帳から無作為抽出 | 療育手帳交付台帳から無作為抽出 | 精神障害者保健福祉手帳交付台帳から無作為抽出 | こども総合療育センターと協議の上、抽出 |
| 送付方法 | 郵送 | | | |

(2) アンケート集計結果（有効回答数 1,068（41.1%）※10/25時点）

① 差別や偏見，疎外感（以下「差別等」）を感じる機会



H24 n=1,789



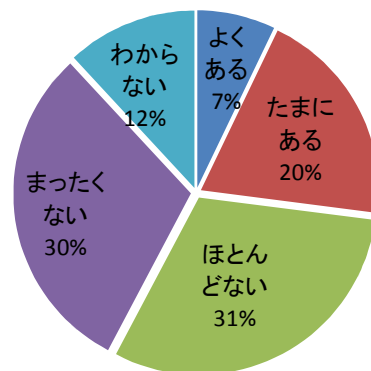
H29 n=958

差別等を感じている人の割合をH24年と比較すると、差別を「よくある」「たまにある」と回答した人の割合が高くなっている（H24：27% → H29：32%）。これは精神障害者の回答割合が高くなっていることによる影響が考えられる（後述）。

※ 平成24年度回答者数との比較

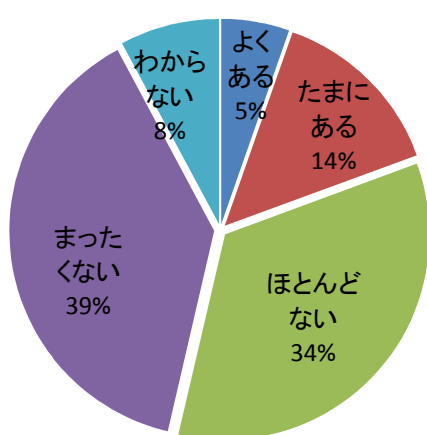
| | 身体 | 知的 | 精神 | 発達 | 計 |
|-----|-------------|------------|------------|-----------|---------------|
| H24 | 1125 63% | 180 10% | 367 20% | 117 7% | 1,789 100% |
| H29 | 371 39% | 194 20% | 323 34% | 70 7% | 958 100% |

H24と同様の割合（障害別）とした場合、「よくある」「たまにある」の回答の割合は27%となり、H24と等しくなっている。

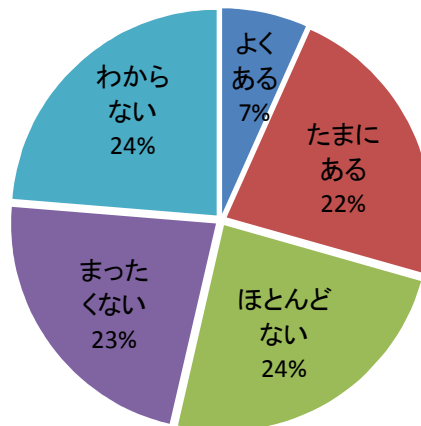


H29（調整後）

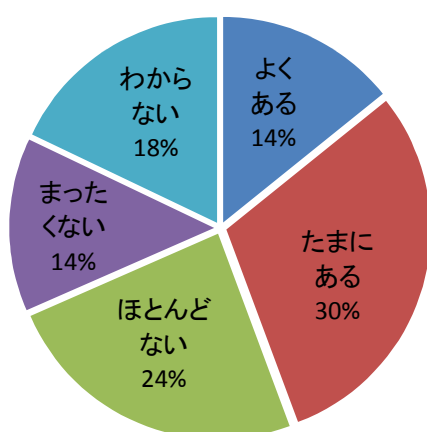
② 差別や偏見、疎外感（以下「差別等」）を感じる機会（障害別）



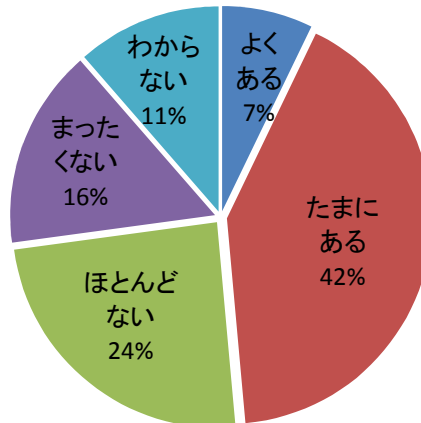
<身体> H29 n=371
(38.7%)



<知的> H29 n=194
(20.3%)



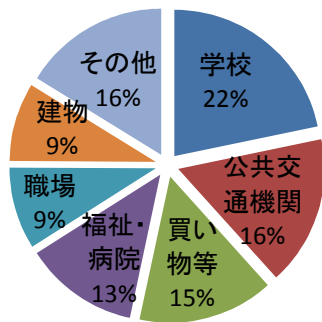
<精神> H29 n=323
(33.7%)



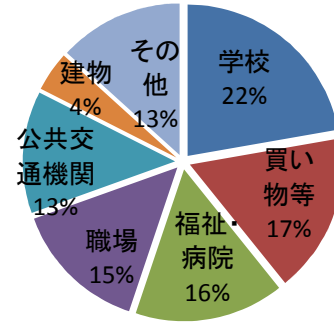
<発達> H29 n=70
(7.3%)

差別等を感じている人の割合を障害別で比較すると、差別を感じている人の割合は身体障害者が最も低く、次いで知的障害者が低くなっている。精神障害者及び発達障害者は差別を感じている人の割合が高く、差別を「よくある」「たまにある」と回答した人の割合が身体障害者の2倍以上となっている。

③ 差別等を感じた場所



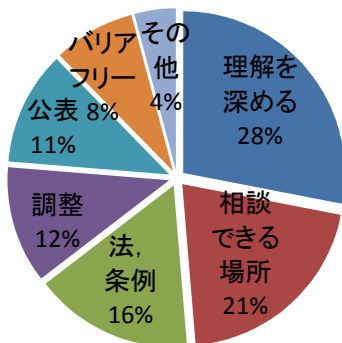
H24 n=253



H29 n=446

差別等を感じた場所としては、「学校に通っていた（通っている）とき」が最も高くなっており、「先生や生徒・保護者に理解してもらえない。」「同級生からからかわれる」との声があった。また、H24年と比較して、「就職するときや職場で働いているとき」が占める割合が最も増加傾向にある。

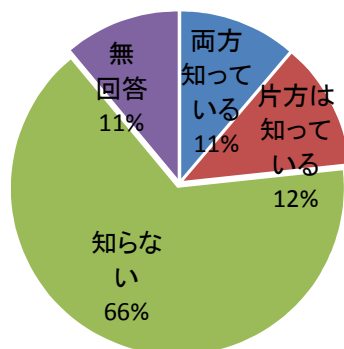
④ 差別等をなくすために必要な取組（2つまで選択可）



H29 n=1,329

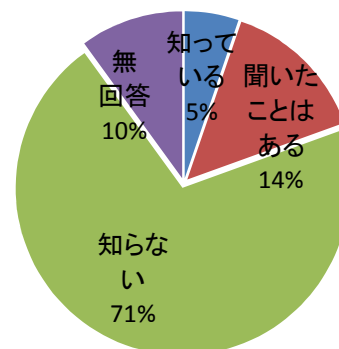
差別等をなくすための必要な取組については、「障害や障害者に対する理解を深めること」が最も高く、全体の約4分の1を占めている。次いで、「すぐに相談できる場所があること」、「差別をなくすための法律や条例をつくること」、「差別をした人との間に入ってくれる人がいること」、「差別があった実例を公表すること」の順となっている。

⑤ 県条例・差別解消法の認知度



H29 n=1,068

⑥ 「合理的配慮」の認知度



H29 n=1,068

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」及び「障害者差別解消法」については、「両方知っている人」、「どちらか一方については知っている人」と合わせて23%と、4分の1以下となっている。「合理的配慮」についても、「知っている」、「聞いたことはある」と合わせて19%と、5分の1以下となっている。

2 関係団体に対する意見聴取

(1) 障害者団体・家族団体との意見交換

19団体と意見交換会（18回）を実施（平成29年7月6日～8月26日）

| 団体名 | 意見交換会日時 | 場所 |
|-------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 県手をつなぐ育成会 | 7月6日(木) 午前10時半～ | ハートピアかごしま |
| 県身体障害者福祉協会 | 7月6日(木) 午後1時半～ | ハートピアかごしま |
| 県精神保健福祉会連合会 | 7月12日(水) 午後1時半～ | 精神保健福祉センター |
| 県自閉症協会 | 7月19日(水) 午前11時～ | 障害福祉課 |
| 県身体障害者協会連合会 | 7月21日(金) 午前10時半～ | ハートピアかごしま |
| 県鶴鈴会 | 7月22日(土) 午後1時半～ | 社会福祉センター |
| かごしま精神医療福祉ユーザーネットワーク協議会 | 7月22日(土) 午後3時～ | 精神保健福祉交流センター（はーとぱーく） |
| 県腎臓病協議会 | 7月25日(火) 午後1時半～ | 協議会事務局 |
| 県知的障害者福祉協会 | 7月26日(水) 午後1時半～ | 県社会福祉センター |
| 県視覚障害者団体連合会 | 8月1日(火) 午前10時半～ | ハートピアかごしま |
| 日本リウマチ友の会県支部 | 8月2日(水) 午前10時半～ | ハートピアかごしま |
| 全国脊髄損傷者連合会県支部 | | |
| 県障害者スポーツ協会 | ※ 県身体障害者協会連合会、全国脊髄損傷者連合会県支部と同時開催 | |
| 日本心臓ペースメーカー友の会県支部 | 8月10日(木) 午前10時～ | 県民交流センター |
| ピアサポーターのつどい | 8月12日(土) 午前10時～ | 精神保健福祉交流センター（はーとぱーく） |
| 日本てんかん協会県支部 | 8月12日(土) 午後1時～ | 精神保健福祉交流センター（はーとぱーく） |
| 県聴覚障害者協会 | 8月20日(日) 午前11時～ | ハートピアかごしま |
| 日本オストミー協会県支部 | 8月21日(月) 午前10時半～ | ハートピアかごしま |
| かごしま障害フォーラム（NPO法人てくてく） | 8月9日(水) 午後3時～ 8月26日(土) 午後1時半～ | NPO法人てくてく 精神保健福祉交流センター |

(2) 意見の概要

① 障害者差別に関する現状

| | |
|-------|--|
| 労働・雇用 | <ul style="list-style-type: none">◎ <u>同僚による障害への理解と会社からの必要な配慮により、「ここにいていいんだ」と実感でき、仕事が苦痛でなくなった。</u>○ <u>精神障害者の雇用促進に向けては、職場・同僚の障害への理解と、柔軟な雇用形態等への配慮が必要。</u>▽ <u>障害を職場でクローズにすることで、必要な配慮を受けることができず、仕事が長続きしないことも考えられるが、オープンにした場合、そもそも採用されるかどうか疑問である。</u>▽ <u>盲導犬を利用していることを申し出ると、他のことを理由に断られる。</u>▽ <u>ハローワークの職員が、事業所から障害を理由に採用が困難なことを伝えられ、すぐあきらめてしまう。障害があってもできることを事業所に伝えてほしい。</u>▽ <u>就労継続支援事業所で、身体障害のある利用者から知的障害者や精神障害者とは働けないと言われた。</u> |
| 交通機関 | <ul style="list-style-type: none">○ <u>航空機の搭乗拒否があったことは残念。一方で、すぐに改善されたことは良かった。</u>○ <u>鹿児島市内は低床バスが増えてきたが、他地域は導入が遅れている。</u>▽ <u>大都市圏と比較し、バスの運転手が車椅子の対応に慣れておらず、乗降車に時間がかかる。</u>▽ <u>空港バスについては、車椅子の方も利用できるよう改善を図るべきではないか。</u>▽ <u>JRの駅が無人化されたことにより、早朝・夜間帯の車椅子の利用が困難になった。</u> |
| 教育 | <ul style="list-style-type: none">◎ <u>以前と比較して、学校等での障害者への配慮は進んできている。</u>◎ <u>学校や幼稚園からの要望により、盲導犬の話をする機会が増えてきている。</u>▽ <u>障害のため人前で話をするのが苦手だが、PTAの役員を引き受けざるを得なかった。教頭先生に相談して、代わってもらうことはできた。</u>▽ <u>聾学校の教師は手話に対する理解を深めてほしい。</u> |
| 情報の提供 | <ul style="list-style-type: none">▽ <u>大学病院に手話通訳者が配置されていない。</u> |

| | |
|-------------|--|
| 不動産取引 | <ul style="list-style-type: none"> ▽ 家を借りようとした際、精神障害があることを伝えたところ、断られた。 ▽ <u>地域移行の最大の課題は、「居住の場」。</u> |
| 商品の販売・役務の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 以前は、公衆浴場への入浴拒否等があったが、オストメイトについてのポスターの掲示等もあり、徐々に浴場側の理解も深まってきている。 |
| その他 | <p style="text-align: center;">街 中</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の清掃活動への参加や、独居老人宅の掃除の手伝い等を通じて、以前より<u>障害者と地域との垣根が低</u>くなっていることを実感している。 ○ ホームからの転落事故以降、鹿児島でも街中で声をかけてくれる人が増えてはきている。 ▽ 関東圏と比較して、鹿児島では街中を歩いても声をかけてくれる人が少ない（関東圏の方が誘導もスムーズ）。 ▽ <u>内部障害などは外見ではわからないため、差別を受けることは少ないが、優先席や障害者トイレを利用する際に周囲の目が気になる。</u> |
| | <p style="text-align: center;">障害への理解等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者差別については、障害者の社会参加が進むことにより、まだまだ顕在化してくるのではないか。 ▽ 障害者と接する機会が少なく、どう接したら良いかわからないため、結果として「差別」に繋がっているように思う。 ▽ <u>障害に対する理解がないことからくる差別が少なくない。</u> ▽ 一般県民の条例認知度は1割程度。障害当事者自身の理解も十分ではない。 ▽ 過度な要求により、軋轢が生じてしまっているケースがある。 |

② 今後の取組

| | |
|------------------|--|
| <p>障害当事者への取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者の側から声を挙げていく事が重要。</u> ・ 障害者側も必要な配慮を求めるとともに、建設的対話が重要。家族会としても取組を進めていきたい。 ・ <u>障害当事者が差別に気づいていないケースも多い。</u>当事者への研修については、団体としても取り組んでいきたい。 ・ 意思表示が困難な方や差別を受けていることを理解できない方については、<u>周囲の方（家族、福祉施設の職員等）が代弁者となることが必要。</u> |
| <p>事業者への取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>合理的配慮の好事例を示す形での普及啓発が必要。</u> ・ ハード面ですぐには解決できなくても、ソフト面（＝合理的配慮）で対応できることがあることを、理解してもらう必要がある。 ・ 差別の解消に向けた<u>事前的改善措置</u>としての取組（バリアフリー化、職員研修）が進められるよう、指導・働きかけを行うべき。 |
| <p>県民への取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障害者と接する機会を増やす取組が必要。</u> ・ 障害についての研修会を開催しており、今後とも続けていきたい。 ・ <u>「社会モデル」の考え方を広める必要がある。</u> |
| <p>教育機関</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者への偏見のない学齢期からの啓発が重要。教育現場等で普及啓発の取組を進めていくべき。 ・ 教育委員会と連携し、教師や生徒に対し、障害に対する正しい理解や接し方について学ぶ場が重要。 |
| <p>災害時の対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や高齢者等、避難等に支援を必要とする人への取組を進める必要がある。 ・ 食事制限のため、通常の非常食が食べられない方への配慮が必要。 ・ 災害時の障害者等への配慮について、障害福祉部局としても周知を行うべきではないか。 ・ 避難所にストーマ装具を備蓄するとともに、ストーマ装具の交換場所を確保してほしい。 |
| <p>その他</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用に向けた求人の開拓（事業所への働きかけ）をお願いしたい。 ・ 条例に罰則規定を入れてほしい。 ・ 住民に身近な市町村でも相談できるようにすべき。 |

(3) 要望書の提出

かごしま障害フォーラムから、要望書の提出あり（平成29年9月25日）。

3 事業者団体に対する意見聴取

(1) 事業者アンケートの実施

条例制定時(H26)に意見照会を行った事業者（計26団体）に対し、アンケートを実施（平成29年8月～9月）※回答数：25団体

○教育分野（3団体）

県市町村教育長会，県教育委員会，県連合校長会

○企業（労働・雇用）（5団体）

県経営者協会，鹿児島経済同友会，県商工会連合会，
県中小企業団体中央会，県中小企業家同友会

○医療分野（4団体）

県医師会，県歯科医師会，県精神科病院協会，県看護協会

○福祉分野（7団体）

県社会福祉士会，県理学療法士協会，日本手話通訳士協会県支部，
県作業療法士会，県言語聴覚士会，日本精神保健福祉士協会県支部，
県身体障害者福祉協会

○交通分野（3団体）

県バス協会，県旅客船協会，県タクシー協会

○不動産分野（2団体）

県建築士会，県宅地建物取引業協会

○宿泊業（2団体（※））

日本旅館協会九州支部連合会県支部，県ホテル旅館生活衛生協同組合
※事務局が同一のため，連名で回答

(2) アンケート結果（概要）

① 障害のある方への配慮 22団体(88%) ※複数回答可

ア 職員への研修・啓発（加盟団体への周知・啓発） 12団体(48%)

- ・ 全ての教育事務所，市町村教育委員会及び県立高等学校を訪問し，障害者差別解消法の趣旨等について説明を行った。（教育）
- ・ 校内研修や公開研究の指導助言等において，支援が必要な児童生徒に対する合理的配慮の提供についても触れることで，教職員への啓発を図っている。（教育）
- ・ 障害者の権利擁護に関する会員向け研修会の開催。（福祉）
- ・ 国交省等が主催する研修会に，積極的に職員を参加させている。（交通）
- ・ 新人職員に対する研修会を実施し，障害者差別についての研修を実施している。（交通）
- ・ 全会員配布の業界機関誌等での障害者への配慮に関する事例紹介や研修会の開催により，啓発を行っている。（宿泊業）
- ・ 盲導犬の宿泊拒否を受け，会員に対し「介助犬対応マニュアル」等のパンフレットなどを配布するとともに，機関誌や会合・研修等の場を通じ，従業員に対する指導の徹底を要請した。（宿泊業）

イ 県民への普及啓発 11団体(44%)

- ・ 県PTA新聞に障害者差別解消法についての記事を寄稿し、PTAの方々への啓発を行った。(教育)
- ・ 新聞等の報道機関に対し、精神障害者への偏見を招かないよう、配慮をお願いしている。(医療)
- ・ 病院と共催での障害に関する学習会を開催している。(福祉)
- ・ セミナー開催時、差別解消法についても併せて説明を行っている。(福祉)

ウ バリアフリー化 8団体(32%)

- ・ 貸出用車椅子の配置や、多目的トイレ、障害者専用駐車場などを整備している。(医療)
- ・ ボーディングブリッジ未設置の港でも、車椅子利用者が安全に乗下船できるよう、港から船内まで送迎するための福祉車両を導入した。(交通)
- ・ 船内設備についてバリアフリー化するとともに、車椅子の方も対応可能な優先席を設置した。(交通)
- ・ 入口付近の花壇を撤去してスロープを設けたほか、階段やエレベーター内に手すりを設置した。(不動産)

エ その他

- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構からの要望を受け、会員企業に対し、障害者雇用に関するパンフレットを送付している。(企業)
- ・ 今年度、新たに障害者委員会を設置し、会員企業へのCSR(企業の社会的責任)活動への働きかけを検討している。(企業)
- ・ 医療に関する総合的な相談窓口を設けている。(医療)
- ・ 試験実施の際、試験監督者が聞き取りによりマークシートに入力するなどの配慮を行っている。(不動産)

② 障害のある方への配慮について困っていること 5団体(20%)

- ・ 障害者雇用に取り組んでいるが、採用した方が1~2年で退職してしまう。職場の環境に問題があるのではと悩んでいる。(企業)
- ・ 研修開催時の受講者への配慮について、どの程度まで配慮をすればよいか。(福祉)
- ・ 長時間、単独での乗船を希望される障害者に対し、安全確保の観点からどの範囲までの合理的配慮の提供が求められるのかわからない。転倒事故等が発生した場合、どこまでが事業者の責任になるのか、不安を感じている。(交通)
- ・ ひとくちに「障害」といっても千差万別であり、全ての方に満足していただける施設整備や対応が難しい。その際に、助言等をしていただけたら団体があればありがたい。(宿泊業)

③ 県条例及び差別解消法の認知度 25団体(100%)

- ・ 条例・法のどちらも知っている 19団体(76%)
- ・ 条例のみ知っている 3団体(12%)
- ・ 法のみ知っている 3団体(12%)

4 相談内容の検討

(1) 差別に関する相談件数（平成26年度～平成29年度）※H26.10～H29.9

① 障害種別

| | | H26 | H27 | H28 | H29 | 計 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 身体 障害 | 肢体不自由 | 5 | 17 | 18 | 3 | 43 |
| | 視覚 | 4 | 9 | 13 | 3 | 29 |
| | 聴覚 | 1 | 4 | | | 5 |
| | 内部障害 | | 2 | 1 | | 3 |
| | 知的障害 | | 2 | 4 | | 6 |
| | 知的障害 | 1 | 2 | 2 | 1 | 6 |
| 精神障害(発達) | | 2 | 5 | 2 | 7 | 16 |
| その他(3障害等) | | 2 | 2 | | 4 | 8 |
| 計 | | 10 | 26 | 22 | 15 | 73 |

② 場面

| | H26 | H27 | H28 | H29 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 福祉サービス | | | 1 | 1 | 2 |
| 医療 | | 2 | 1 | | 3 |
| 販売・サービス | 1 | 5 | 8 | 1 | 15 |
| 労働・雇用 | 4 | 4 | 4 | 4 | 16 |
| 教育 | | | 1 | | 1 |
| 公共的施設 | | 3 | 1 | | 4 |
| 交通機関 | 2 | 7 | 4 | 2 | 15 |
| 不動産取引 | 1 | 1 | | 2 | 4 |
| 情報の提供など | 2 | 4 | 1 | 4 | 11 |
| その他 | | | 1 | 1 | 2 |
| 計 | 10 | 26 | 22 | 15 | 73 |

③ クロス

| | 身体 | | | | 知的 | 精神 (発達) | その他 (3障害等) | 計 |
|---------|-------|----|----|------|----|------------|---------------|----|
| | 肢体不自由 | 視覚 | 聴覚 | 内部障害 | | | | |
| 福祉サービス | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| 医療 | | 1 | | | 2 | | | 3 |
| 販売・サービス | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | | 15 |
| 労働・雇用 | 1 | | | 5 | 3 | 5 | 2 | 16 |
| 教育 | | | | | | 1 | | 1 |
| 公共的施設 | 2 | 1 | | | | 1 | | 4 |
| 交通機関 | 15 | | | | | | | 15 |
| 不動産取引 | | | | | | 2 | 2 | 4 |
| 情報の提供など | | 2 | 2 | | | 3 | 4 | 11 |
| その他 | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| 計 | 29 | 5 | 3 | 6 | 6 | 16 | 8 | 73 |

(2) 分析結果

- ・ 障害者差別に関する相談件数については、条例施行後、ほぼ横ばいとなっている。
- ・ 差別が発生した場面については、「労働・雇用」、「販売・サービス」、「交通機関」の順に多くなっている。
- ・ 「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。
- ・ 「販売・サービス」、「交通機関」の場面では、車椅子利用者がお店等で必要な配慮が受けられないケースやバスに乗れなかったケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多くなっている。

【参考】 障害者に関する世論調査（内閣府）※抜粋

- ・ 調査時期：平成29年8月3日～13日
- ・ 調査対象：3,000人（全国18歳以上の日本国籍を有する者）
- ・ 有効回答数（率）：1,771人（59%）

- (1) 差別や偏見の有無
「あると思う」（83.9%）, 「ないと思う」（14.2%）
- (2) 差別や偏見の改善状況
「改善されている」（50.7%）, 「改善されていない」（41.5%）
- (3) 障害者差別解消法の周知度
「知っている」（21.9%）, 「知らない」（77.2%）

第3 その他の取組状況等

- 1 学齢期における取組状況について（教育庁）
- 2 災害時の対応（危機管理防災課, 社会福祉課）
- 3 居住支援（住宅政策室）

第4 他県の動向

■ 障害者差別解消条例（制定時期の早い道県）の見直し状況

| 道県名 | 施行年月 | 見直し規定 | 見直しの状況 |
|-----|---------|-------|----------------|
| 千葉県 | 平成19年7月 | 施行後3年 | 関連法律の制定等に伴う見直し |
| 北海道 | 平成21年4月 | 〃 | 〃 |
| 岩手県 | 平成23年7月 | 〃 | 〃 |
| 熊本県 | 平成24年4月 | 〃 | 〃 |
| 長崎県 | 平成26年4月 | 〃 | 協議・検討中 |
| 沖縄県 | 〃 | 〃 | 〃 |

【参考】 関連法律の制定及び施行の状況

| | 制定年月 | 施行年月 |
|----------|---------|----------|
| 改正障害者基本法 | 平成23年7月 | 平成23年8月 |
| 障害者虐待防止法 | 平成23年6月 | 平成24年10月 |
| 障害者差別解消法 | 平成25年6月 | 平成28年4月 |
| 本県条例 | 平成26年3月 | 平成26年10月 |

※ 本県条例については、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法の制定を踏まえて策定したもの。

V 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

1 概要

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第24条の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったものを表彰する。

※ 鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰対象に、昨年度から追加。

2 表彰の基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの。

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組

3 平成29年度表彰者について

| | |
|------|---|
| 氏名 | イオン九州株式会社 イオンモール鹿児島 |
| 表彰理由 | 補助犬の普及啓発や従業員への講習会の開催、心ふれあい市や各種障害に関する啓発活動への協力などの障害のある人に対する理解を広める取組や、障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組を一貫して行っており、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。 |
| 功績概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗設計段階から学識経験者や障害者団体等からの意見を取り入れ、障害のある人でも利用しやすい施設の整備 ・ 補助犬についての基礎知識や受け入れ体制・対処法を学ぶ従業員対象の講習会、来店者向けの「補助犬普及啓発イベント」の開催 (従業員向け講習会：3回、来店者向けイベント2回(H28,H29)) ・ 障害者就労施設の製品の展示・販売を行う「心ふれあい市」の開催 ・ 世界自閉症啓発デー及び発達障害週間における啓発用リーフレットの配布等、障害への理解を広めるための取組への協力 |

(参考) 平成28年度表彰者について

| | |
|------|--|
| 氏名 | NPO法人 自立生活センターてくてく 事務局長 岩崎 義治 氏 |
| 表彰理由 | 「『障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例(仮称)』検討委員会」委員として条例制定に尽力され、また、条例の普及・啓発を図るための街頭キャンペーンの実施などに積極的に取り組まれており、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められる。 |